

令和 5 年 度

定 例 監 査 報 告 書

財 政 援 助 団 体 監 査 報 告 書

工 事 監 査 報 告 書

本 庄 市 監 査 委 員



本監発第49号
令和6年2月27日

本庄市長 吉田 信解 様
本庄市議会 議長 粳田 平一郎 様
本庄市教育委員会 教育長 下野戸 陽子 様

本庄市監査委員 岩 堀 薫
本庄市監査委員 早 野 清

定例監査等の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項、第5項及び第7項の規定により、令和5年度の定例監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

目 次

I	定例監査	1頁
	第1 監査の対象及び執行期日	1頁
	第2 監査の着眼点	1頁
	第3 監査の実施内容	1頁
	第4 監査の結果	2頁
	令和5年度 定例監査対象	6頁
II	財政援助団体監査	7頁
	第1 監査の対象及び執行期日	7頁
	第2 監査の着眼点	7頁
	第3 監査の実施内容	7頁
	第4 監査の結果	8頁
III	工事監査	9頁
	第1 監査の対象及び執行期日	9頁
	第2 監査の着眼点	9頁
	第3 監査の実施内容	9頁
	第4 監査の結果	10頁

別添 令和5年度工事技術調査報告書

I 定例監査

第1 監査の対象及び執行期日

対 象 「令和5年度定例監査対象」(6頁)のとおり
執行期日 令和5年10月25日～11月22日

第2 監査の着眼点

令和5年度定例監査においては、本庄市監査基準(令和2年4月1日施行)及び令和5年度本庄市監査実施計画に基づき、監査項目ごとに下記着眼点のもと実施した。

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に実施されているか。
- イ 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切であるか。
- ウ 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出がなされていないか。
- エ 契約書、見積書等関係書類が确实かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適切であるか。
- オ 財産の取得及び処分の手続が適切に実施されているか。
- カ 補助金等の交付に関する事務が適正に実施されているか。

第3 監査の実施内容

定例監査の実施にあたっては、例年、事前提出資料として求めている当該年度の主要事業の事業別調書のほか、契約に係る事務手続が適正に行われているかを確認するため、工事請負契約、修繕請負契約及び業務委託契約として契約を締結したものの中から監査対象を抽出し、所管課に決裁文書や契約書等の関係書類の提出を求めた。

また、補助金等は、市民の税金等を主な財源としているため、その交付額の多寡を問わず、交付事務の適正化が求められている。本市における補助金等の交付事務において、本庄市補助金等交付規則第18条第1項ただし書で

規定する概算払が多く補助事業者に対して行われていることから、令和4年度及び令和5年度の9月までに支出された補助金等を監査対象とし、補助金等の概算払に関する調書及び決裁文書等の関係書類の提出を求めた。

地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則り、事務や事業が合理的かつ効率的に執行されているかに配意をしながら、提出された調書や関係書類について諸帳簿との照合及び調査を行うとともに、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、今年度の重点及び課題等についても説明を求めて監査を実施した。

第4 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況は、全体的には関係法令及び条例、規則等に基づいて適正に執行され、所期の目的に沿う成果をあげているものと認められたが、一部に改善を要する事務処理が見受けられたため、適切な処置を講じられたい。

なお、監査の執行過程において、口頭にて指示を行ったものについても、適正な事務の執行をされるよう併せて要望する。

1 契約に関する事務について

監査にあたっては、本庄市契約規則等の規定に従い、契約に関する事務が適正に執行されているか、また、昨年度までに指摘又は注意した事項が改善されているかについても留意して、提出された書類の審査を行い、必要に応じて関係職員からの聞き取りを実施した。

契約に関する事務については、昨年度までに指摘又は注意した事項と同様の事例も一部見受けられたが、改善が図られてきており、地方自治法施行令等の関係法令及び条例、規則等に基づき、概ね適正に執行されていることが確認できた。

しかしながら、一部に次のとおり改善を要する事例が見受けられたので、今後も適正な事務処理を行うよう、引き続き改善に努められたい。

(1) 本庄市契約規則第37条第1項各号で規定する契約保証金の納付免除については、同条第2項で「その都度理由を付し、決裁を受けなければならない」とされているが、契約金額が100万円以上であるにもかかわらず、同条第1項第6号に該当するとして免除を行ったものについて、同号後段の「契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない」と判断した理由や客観的な根拠が明らかになっていない事例が散見された。契約締結にあたっては、納付免除の該当条項を記載するだけでなく、そう判断するに至った客観的な根拠を起案文書において明確にした上で決裁を受けるよう改善されたい。

また、制度所管課においては、契約保証金の納付免除がより適正に取り扱われるよう統一的な指針等を作成し、全庁へ周知されたい。

(2) 所管課が行った長期継続契約について、契約書に「地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約」との記載があるものの、予算の減額又は削除に伴う解除等に関する特約事項が定められていない事例があったので、後日紛争が生じることのないよう適正な契約書を作成されたい。

(3) 契約書に貼付された収入印紙への消印が不十分な事例があった。収入印紙は、再使用防止のため判明に消さなければならないとされていることから、適正な消印処理をされたい。

(4) 本庄市契約規則第28条において、随意契約を締結しようとするときは、同条第1項各号に該当する場合を除き、原則2者以上の相手から見積書を徴さなければならないが、修繕で契約金額が10万円未満のときや契約内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるときなど、同条第2項各号に該当する場合は、1者見積による特命随意契約を締結することができるとしている。

しかしながら、特命随意契約による修繕請負契約において見積書を徴取していない事例や、特命随意契約による業務委託契約において見積結果調書の作成がされていない事例が見受けられた。

本市が行う随意契約の事務手続については、令和3年4月作成の「本

庄市随意契約ガイドライン(随意契約適正実施のための指針)」に示されているので、契約締結にあたっては、本ガイドラインに従い、適正な事務処理をされたい。

- (5) 一部の契約事務において、委託名称や履行期間等を誤って記載している起案文書等が見受けられた。公文書の作成にあたっては、正確かつ適正な事務処理をされたい。

2 補助金等の交付に関する事務について

地方公共団体の補助金等は、市民福祉の向上や地域振興への支援等、公益上の必要がある場合に反対給付を受けることなく交付するもので、様々な施策を推進する上でも重要な役割を担っており、本市においても、多くの団体や個人に対して補助金等の交付を行っている。

補助金等の交付については、本庄市補助金等交付規則において補助金等の交付申請や決定等に関する基本的な事項を定め、各補助金等の交付事務に必要な事項は、所管課で交付要綱等を定めている。

交付要綱等は、補助金等の交付目的、交付要件、補助対象経費等を明確に規定することにより、補助金交付事務の適正化を図るとともに、市民に対する透明性や公平性の確保に資するものとなる。

補助金等は、原則、補助事業の完了後に交付するものであるが、本庄市補助金等交付規則第18条第1項ただし書で「補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるとき」は、概算払により交付できると規定している。令和4年度及び令和5年度の9月までに支出された補助金等について、概算払による交付がどの程度行われているか調査したところ、約4割の補助事業において概算払が行われていることが確認された。

このような状況を踏まえ、本市における補助金等の概算払に係る事務手続が適正に行われているかに主眼に置いて、監査を実施した。

補助金等の交付に関する事務については、次のとおり改善を要する事例や今後の課題として検討すべき事項が見受けられたため、適切な処置を講じられたい。

(1) 概算払により補助金等を交付する根拠が、本庄市補助金等交付規則第18条第1項ただし書の規定であるにもかかわらず、「補助金等の交付の目的を達成するため特に必要がある」と判断した理由や客観的な根拠が明らかになっていない事例が散見された。

各補助金等の所管課において、概算払が必要であると判断した理由や客観的な根拠を起案文書において明確にした上で決裁を受けるよう改善されたい。

また、制度所管課においては、補助金等の概算払がより適正に取り扱われるよう統一的な指針等を作成し、全庁へ周知されたい。

(2) 長期間継続している補助金にもかかわらず、交付要綱等が策定されていない事例があった。補助金の交付目的等の明確化を図るため、速やかに策定されたい。

(3) 制度所管課においては、補助金等の交付事務の透明性や公平性のより一層の向上を図るため、各補助金等の交付要綱の策定状況や規定すべき内容が明確になっているか確認されたい。併せて、社会経済情勢の変化等によって意義が薄れたものや補助効果が乏しいものはないか、定期的に検証を行い、補助金等の見直しにも取り組まれたい。

令和5年度 定例監査対象

監 査 期 日	課 名 等	監 査 期 日	課 名 等
10月25日(水)	下水道課 水道課	11月14日(火)	地域福祉課 生活支援課 高齢者福祉課 障害福祉課 介護保険課
10月30日(月)	危機管理課 市民活動推進課 行政管理課		
10月31日(火)	スポーツ推進課 生涯学習課 文化財保護課	11月15日(水)	都市計画課 市街地整備室 営繕住宅課 建築開発課 道路管理課
11月1日(水)	保険課 子育て支援課 保育課 市民課	11月21日(火)	児玉小学校 児玉中学校 支所総務課 支所環境産業課
	秘書課 企画課 広報課 財政課 情報システム課 課税課 収納課		11月22日(水)
11月6日(月)	環境推進課 産業開発室 農政課 児玉中央公民館		

出先機関については実地において、その他は本庄市役所会議室において監査を行った。日程に記載されていない課については書面による監査を行った。

Ⅱ 財政援助団体監査

第1 監査の対象及び執行期日

対 象

- ・ 団 体 名 公益社団法人 本庄市シルバー人材センター
- ・ 補助所管課 高齢者福祉課
- ・ 補 助 金 名 本庄市シルバー人材センター補助金 20,439,000 円
- ・ 補 助 目 的 高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進に資するとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するため。

執行期日 令和5年11月22日

第2 監査の着眼点

令和5年度監査においては、本庄市監査基準及び令和5年度本庄市監査実施計画に基づき、監査項目ごとに下記着眼点のもと実施した。

- ア 補助金の交付目的、補助対象事業が明確であり、所管課において規則どおりに交付手続が行われているか。
- イ 団体の該当事業における事業計画書、予算書が所管課へ提出した交付申請書に符合しているか。
- ウ 事業が計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。

第3 監査の実施内容

財政援助団体の監査は、地方自治法第199条第7項の規定により、補助金等の財政的援助を行っている対象事業が、目的に沿って適正かつ効果的に遂行されているかを監査するものであり、今年度は公益社団法人 本庄市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）について監査

を実施した。

監査にあたっては、財政援助団体及び所管課に提出を求めた資料をもとに、財務執行及び事業執行状況について調査を行うとともに、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、今年度の重点及び課題等についても説明を求めて監査を実施した。

第4 監査の結果

関係資料に基づき説明を受けたところ、事務処理は適正であり、事業も計画及び交付目的に沿って実施され、効果をあげていることが確認できた。

令和5年10月に開始されたインボイス制度により、会員に支払う配分金について消費税の仕入税額控除が認められなくなったことから、その分をシルバー人材センターが負担する必要性が生じており、この新たな納税コストの発生により、発注者との料金の見直しや、一層の業務効率化を図るなどの対応が求められている。引き続きインボイス制度に関する動向を注視しながら、埼玉県シルバー人材センター連合等の上部組織や市所管課とも連携して対応にあたられたい。

少子高齢化の進展による労働力不足が課題となっている中で、社会の活力を維持するためには、働く意欲のある高齢者の就業機会を確保するだけでなく、高齢者が自身の能力や経験を十分に発揮し、いきいきと豊かな生活を送れるようにすることが求められている。

シルバー人材センターは、高齢者の多様な就業機会を確保する上で重要な役割を担う存在であり、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、社会参加の推進を図る場として、引き続き「自主・自立、共働・共助」の基本理念に基づき、地域社会の活性化に貢献していただきたい。

Ⅲ 工事監査

第 1 監査の対象及び執行期日

対 象 市道第 7 5 5 7 号線外道路改良工事
執行期日 令和 5 年 1 0 月 4 日

第 2 監査の着眼点

令和 5 年度監査においては、本庄市監査基準及び令和 5 年度本庄市監査実施計画に基づき、下記着眼点のもと実施した。

- ・ 工事の計画、設計、契約及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか。

第 3 監査の実施内容

今年度施工中の工事から、契約金額、規模、進捗状況等を勘案して市道第 7 5 5 7 号線外道路改良工事を監査対象として選定した。

なお、監査の実施にあたっては、専門的見地から監査をするため、NPO 法人 彩の国技術士センターに工事技術調査業務を委託し、技術士支援により監査を執行した。

当該工事が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかについて、計画、設計、積算、契約、施工状況、施工管理等に重点をおき、所管課に契約書類、工事設計書、関係図面等の提出を求め、NPO 法人 彩の国技術士センターから派遣された技術士による調査・助言を得て、関係職員から説明を聴取し、書類審査並びに工事現場の实地調査を行った。

第4 監査の結果

この結果、工事計画、設計方針をはじめ契約面や施工状況等は、概ね適正かつ効率的に執行され、安全面、管理面等にも配慮を行い、全体として適切に施工されていることが確認できた。

なお、技術士から工事技術調査報告書の中で検討事項や留意事項、提案事項とされたものについては、十分検討のうえ、今後の工事に活かされたい。

また、推奨事項とされたものについては、今後も効果的な活用に努められたい。

工事技術調査報告書については別添のとおりである。

令和 5 年 11 月 15 日

令和5年度 工事技術調査報告書

対象工事:市道第7557号線外道路改良工事

調査実施日:令和 5 年 10 月 4 日

NPO法人 彩の国 技術士センター

目 次

はじめに	1
1 工事概要	1
2 技術調査の実施要領	1
2.1 調査方法	1
2.2 調査項目	2
2.3 調査資料	2
2.4 調査日程	2
2.5 調査場所	2
2.6 出席者	3
2.7 調査員	3
3 技術調査の実施結果	4
3.1 計画	4
3.2 設計	5
3.3 積算	7
3.4 契約	8
3.5 施工	9
3.6 設計変更	12
3.7 検査	13
3.8 委託業務	14
3.9 支払い	15
3.10 現場確認	16
4 総合評価	16
4.1 評価の基本方針	16
4.2 改善事項	16
4.3 検討事項	17
4.4 留意事項	17
4.5 適切事項	18
4.6 提案事項	18
4.7 推奨事項	19
おわりに	19

はじめに

本報告書は、令和5年10月4日に実施した「市道第7557号線外道路改良工事」に係る工事監査に伴う技術調査(以下「技術調査」という)の結果を、取りまとめたものである。

技術調査は、本庄市(監査委員事務局)との工事技術調査業務委託契約に基づき実施したもので、対象工事の技術面について技術士が専門的な立場から調査を行った。

技術調査(工事監査)は、建設技術上の問題の有無を調査するとともに、厳しい財政状況を背景とした公共工事のコスト縮減、設計業務、施工業者の選定等についても調査を行い、適切性、客観性、透明性、妥当性を判断した。

1 工事概要

工事名 市道第7557号線外道路改良工事
工事場所 本庄市共栄地内

工事概要	路線延長	L=491m
	自由勾配側溝(300×300~600)	L=921m
	BOX 暗渠(300×300、400×250)	L=70m
	集水枡□500	N=14 基
	表層工(t=5cm)	A=3778m ²
	基層工(t=5cm)	A=3778m ²
	歩行者用スペース着色	A=712m ²
	区画線工	一式

請負者 真下建設株式会社
予定金額 85,208,000 円 (税抜き)
請負金額 81,100,000 円 (税抜き)
工期 令和5年5月11日から令和5年11月30日まで
担当課所 都市整備部 道路整備課

2 技術調査の実施要領

2.1 調査方法

技術調査は、本庄市監査委員立ち会いの下、調査員が工事関係者(発注者、受注者)との質疑応答、書類調査並びに工事現場における施工状況を確認することによって実施した。

調査員は、技術調査が効果的に進められるよう、予め質問書を作成提出の上、実施した。

2.2 調査項目

調査項目は、次のとおり(詳細は実施結果の項目参照)。

- ① 計画
- ② 設計
- ③ 積算
- ④ 契約
- ⑤ 施工
- ⑥ 設計変更
- ⑦ 検査
- ⑧ 委託業務
- ⑨ 支払い
- ⑩ 現場確認

2.3 調査資料

担当部署、工事関係者から提出された資料等に基づいて調査を行った。

主な資料は、次のとおり(本工事と委託業務)。

- ① 事業概要関係書類
- ② 設計図書
- ③ 積算関係資料
- ④ 契約関係資料
- ⑤ 工事管理関係資料
- ⑥ 施工計画書、施工記録等

2.4 調査日程

令和5年10月4日(水)	本調査
10:00～12:00	書類調査
13:30～14:30	現場調査
14:30～15:00	講評取りまとめ
15:00～15:30	講評

2.5 調査場所

本庄市役所 503会議室 及び 工事場所

2.6 出席者

(1) 監査委員及び事務局

本庄市代表監査委員		岩堀 薫
本庄市監査委員		早野 清
監査委員事務局	事務局長	星野 政洋
〃	局長補佐兼監査係長	高柳 薫
〃	主任	松岡 高史

(2) 都市整備部及び企画財政部

都市整備部 部長(技)		齊藤 順一
都市整備部 次長(技)		栗原 龍一
都市整備部道路整備課 課長(技)		長浜 徹
〃	副参事(技)	柴崎 知令
〃	主幹(技)	皆川 俊介
〃	技師	角田 義起
企画財政部財政課 副参事(技)		岩井 正喜
〃	課長補佐兼契約検査係長	内田実紀夫
〃	主任	高柳 洋資
〃	主事	市川 尚樹

(3) 請負業者

真下建設株式会社	現場代理人	橋本 弘樹
----------	-------	-------

2.7 調査員

NPO法人 彩の国技術士センター

主調査員: 関口 吉男

資格: 技術士(総合技術監理部門 建設部門/土質及び基礎)

調査員: 下田 正樹

資格: 技術士(総合技術監理部門 建設部門/道路)

3 技術調査の実施結果

3.1 計画

(1) 工事の計画

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 本事業計画の目的と概要

市道第7557号線は長年の経年劣化により不陸が多数見受けられることに加え、全体の道路幅員に対して半分程度しかアスファルト舗装がされていない道路であり、市道第7560号線においては全面未舗装の道路となっている。

これらの路線は、児玉工業団地に隣接し大型車両も多く通行することから、交通の利便性向上のため、道路改良工事を施工するものである。

② 本事業計画における事業予算（補助金、助成金、市単独金額等）

全額市単独事業費である。

③ 本事業計画に関係する所轄部署等(用地取得・補償・計画・設計・施工・維持管理業務)

本工事等は道路整備課が所轄し、用地取得は当時の道路管理課が行った。

④ 本庄市の道路整備計画の現状と将来計画(5～10年程度)及び本工事を本年度に執行する必要性

本庄市総合振興計画や都市計画マスタープランに基づき、自治会要望等を精査し、優先度の高い路線から整備を進めている。なお、本路線は以前より自治会より要望を頂いている路線であり、自治会からも早期整備を期待されている。市としては安全で円滑な通行を確保するため、過年度より改良工事に向け測量や用地買収、埋蔵文化財調査を進め、今年度ようやく工事着手出来る環境を整えることができたため、執行した。

⑤ 道路整備箇所選定の基準や仕組み

自治会からの要望を受け、本庄市総合振興計画や都市計画マスタープランに基づき、緊急性や重要性について精査のうえ優先順位を決定し、順位の高いものから整備を行っている。なお、優先順位決定においては自治会要望評価シートで点数化している。

⑥ 計画にあたって市民の意見・要求の反映

自治会要望に基づく計画が多いので、市民の意見・要求については当初から反映させたものになっているが、必要に応じて線形等に関する説明会を行い、可能な限り意見を反映させるように努めている。

(2) 関連工事相互間の調整

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 関連工事(占有者工事、沿道民地の工事、他の道路管理者の工事等)

水道管引込工事があった。(完了済)

② 関連工事相互間の調整方法等

他工事発注事業者及び請負者と工程調整を行った後、進捗状況に応じてそれぞれの工事請負

者で細部の工程調整を行っている。

(3) 工事施工の決裁手続き

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 執行伺いの流れ
工事規模に応じた決裁権者の決裁完了後、300万円以上の建設工事については指名委員会の開催を依頼することになっている。
- ② 決裁基準(工種や工事費に応じて)
工種に応じた決裁基準はなく、全て工事費に応じたものになる。(本庄市職務分担規程)
- ③ 本工事に関する指名委員会等の関わり
工種や工事規模等に応じた入札参加者や入札方式の選定等を行っている。

3.2 設計

(1) 事業目的に適合した設計

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 現地の測量図面の作成時期
市道第7557号線:令和2年度、市道第7560号線:令和3年度である。
- ② 事業目的に合わせて配慮しなければならない設計の課題
改良後の道路と沿道企業の出入り口等の処理(高さ調整等)であった。
- ③ その課題への対応
設計の段階から沿道企業と調整を行い、了解を得たうえで図面に反映させている。

(2) 設計基準、設計資料等の整備及びその運用

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 設計時に用いた設計基準、設計資料等
埼玉県と同様の設計基準、設計資料等である。
- ② 基準類の具備状況
一部常備されていないものがある。
- ③ 本庄市独自の基準類
本庄市独自の基準類は無い。

(3) 法令等に適合した設計

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 本工事に関して適用される法令等
本工事に関して適用される法令等は、道路構造令、建設リサイクル法、地方自治法、地方自治

法施行令、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等である。

- ② 法令に適合させるために苦慮した点
法令に適合させるために苦慮した点はない。
- ③ 特記仕様書に対する対応状況
都度関係者と協議のうえ現地施工している。

(4) 事前調査

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 委託時の現地の調査状況
既存の側溝の高さや支障物件、現地条件等について現地で確認している。
- ② 発注者から受注者への現地課題等の伝え方
児玉工業団地に隣接し、大型車両等の交通量も多い路線のため、交通管理等十分注意するよう伝えている。また、工事対象箇所に隣接する各工場等の出入り口について、工程等を密に行うよう伝えている。
- ③ 市道第7560号線着手前の現況把握方法
施工業者にて3次元データを用いて各測点毎の横断面図を作成し、土工数量等の精査を実施している。
- ④ 地質、地下水、地形など現場状況から特に配慮した点
工事着手前に、文化財保護課と協議し、文化財の保護に努めた。

(5) 現地の状況に適合した経済的な設計

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 舗装構成設計にあたり、交通量及び現場路床CBR等を基にした舗装構成や計画交通量及び路床CBRの考え方(設計値)等
舗装構成: 下層・上層路盤 $t=15$ cm、基層・表層 $t=5$ cm、計画交通量 100 以上 250 未満(台/日・方向)、うち、大型交通量 120 台/日 設計 CBR: 3.0%以上である。
- ② 建設発生土の処分方法や価格の決定方法等
民間企業へ搬出。価格については見積りによる。
- ③ 市道第7560号線の掘削土量や発生土量の算定方法
標準断面図による断面積×延長により土量を算出している。
- ④ 舗装構造を決定する設計条件
当該路線は工業団地内に位置しており、大型車の交通量も多い路線であるため、「道路設計の手引き(埼玉県)」に準じ、設計期間を20年とした。

(6) 仕様書、設計図面及び明細書

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 市道第7560号線の施工する手順
標準横断図を基に、施工業者にて3次元データを用いて各測点毎の横断図を作成し、排水構造物の施工を行った後、舗装工の施工に移る。
- ② 特記仕様書を設けている理由
共通仕様書では補えない部分(工事ごとの特性や条件等)の補完として特記仕様書を用意している。
- ③ 設計数量の改算(確認)の方法
担当者とは異なる職員が、設計書、数量計算書、図面を基に数量の精査を行っている。

(7) 工事用資材の支給及び工事用機材の貸与

道路整備課の担当者から、工事用資材の支給及び工事用機材の貸与は無い、との説明を受けた。

(8) 工期の設定

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 本工事の工期の算定方法
工事規模や基準書記載の日当たり作業量より工期の設定を行っている。
- ② 関係機関との協議に要する期間の工期への計上
工期に影響するような協議は必要ないと判断し、含めていない。

(9) 将来における維持管理への配慮

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 本工事区間で維持管理上配慮した点
側溝と民地との間の余剰地部において、防草対策として間詰コンクリートを施工する。
- ② 維持管理上注意すべき点
工事完了後の路肩への駐停車(大型車両)が予想され、交通障害も懸念される。

3.3 積算

(1) 積算基準、積算資料等の整備及びその運用

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 本工事の積算の実施者
道路整備課で担当している。
- ② 本工事の積算において用いた積算基準、積算資料等
土木工事標準積算基準書(埼玉県)、建設物価(物価調査会)、積算資料(経済調査会)である。
- ③ それらの積算基準、積算資料等の管理

物価本については、担当を決めて、本庄市として1部所有し管理している。

(2) 歩掛及び単価

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 本工事の積算において用いた歩掛や単価等
歩掛及び単価については県単価や土木工事標準積算基準書(埼玉県)を採用している。
- ② 公共積算の歩掛や単価以外に採用した歩掛及び単価
なし。
- ③ 積算時期と適用した歩掛や単価の公表(作成)時期
令和5年3月である。
- ④ 材料等の見積方法
土木工事標準積算基準書に則り、3社以上から見積を徴収し、その平均単価を採用している。

(3) 数量、金額、その算出根拠

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 積算に用いた数量、金額
積算システムにて数量を計上し、工事費等を算出している。
- ② 仕様書等への算出根拠の揭示
数量計算書には根拠を記載している。
- ③ 積算の数量や金額の改算(確認)の方法
担当者とは異なる職員が、設計書、数量計算書、図面を基に数量の精査を行っている。

3.4 契約

(1) 本庄市契約規則への準拠

財政課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 本契約の本庄市契約規則における該当条項
本庄市契約規則第2章第1節(一般競争入札)の各条項に該当し、入札契約事務を執行している。
- ② 契約の決裁状況
本庄市職務分担規程に基づき、市長決裁を経て契約を締結している。
- ③ 資材価格が高騰している状況下における当該工事へのスライド条項の適切な運用
設計においては、最新の公共工事設計労務単価を採用し、本工事期間中に、更なる急激な労務単価等の上昇が発生し、スライド条項に該当する場合においては、速やかに請負金額の変更を行う。

(2) 入札

財政課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 本庄市の契約方式(総合評価、一般競争、指名競争、随意契約等)

建設工事の場合、設計金額が1,000万円以上の場合には一般競争入札を、130万円を超え1,000万円未満の場合には指名競争入札を実施している。また、工事内容等に応じて、総合評価方式や随意契約を採用している。

② 本工事の入札方式(入札参加条件等)の決定過程

本庄市工事関係業者指名委員会規程に基づき参加条件等を決定している。

③ 入札システム(電子、紙)

電子入札である。

④ 入札結果

財政課の担当者から、NPO 調査員に対して資料の提示があり、適切に入札が実施されたことを確認した。

⑤ 設計額、予定価格、調査基準価格、最低制限価格、失格基準価格、応札者数、落札率、設計価格の事前公表の有無)

設計額と予定価格は 85,208,000 円(税抜)、最低制限価格は 77,337,000 円(税抜)である。調査基準価格、失格基準価格は設定していない。応札者数は6者、落札率は 95.1%である。設計価格の事前公表は行っていない(事後公表)。

⑥ 一般競争入札実施時の1者入札の可否

一般競争入札を実施している。1者入札は可能となっている。

⑦ 本工事における一般競争入札を指名競争入札とした場合の参加可能業者数の相違

本入札では参加要件として土木工事業A級に格付され市内本店であることを定めている。仮に指名競争入札とした場合も同様の選定条件をもって入札を行うと想定されるので差異は無い。

⑧ 指名競争入札と比べ一般競争入札(条件付き)の有利な点

本工事の場合、有利な点は無い。

3.5 施工

(1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 諸官庁に提出した事項と時期

提出物は特になし。

② 特に苦労した事務手続き

特になし。

(2) 工事施工計画

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 施工計画に特に苦慮した点や配慮した点
市道第7557号線における交通規制方法に苦慮した。
- ② 工程管理において重要な作業
本工事においてクリティカルとなる「自由勾配側溝」の施工期間が工期に与える最重要工程である。
- ③ 品質を確保するためコンクリート2次製品の品質確保の方法
材料使用承諾書を確認後、現地にて製品の寸法や状態の確認を行っている。

(3) 設計図書と施工出来形との相違

道路整備課の担当者から、設計と出来形との相違の確認は、現地で実測し、設計の高さ等と照らし合わせ確認している、と説明を受けた。また、その結果については、支障がないことを確認している、との説明を受けた。

(4) 法令等の遵守

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 遵守しなければならない法令等
道路構造令、建設リサイクル法、地方自治法、地方自治法施行令、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等である。
- ② 特に、現地の状況から安全管理や環境管理において苦慮(配慮)した点
市道第7557号線は大型車両の交通量も多いため、車両の通行を可能な限り妨げないよう「片側交互通行」により施工を進めている。
- ③ 安全管理体制
安全管理体制の説明を受け、支障がないことを確認した。
- ④ 本工事で実施した環境調査(土壌汚染調査等)
環境調査は実施していないが、建設発生土の搬出にあたり溶出試験は実施している。
- ⑤ 工事現場、周辺環境への配慮
バリケードの設置や周辺企業との調整に配慮して工事を進めていることを確認した。

(5) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類の提出時期と承諾(確認)時期と設計積算の数量や金額の改算(確認)の方法
資料の提示を受け、支障がないことを確認した。
- ② 承諾の方法

担当監督職員、総括監督職員等により確認し、問題なければ承諾という流れである。

③ 監理技術者等の配置状況

下請け金額が基準内であり、監理技術者は配置していない。

④ 監理技術者等の専任の有無

下請け金額が基準内であり、監理技術者は配置していない。

(6) 契約前着工の有無

道路整備課の担当者から、NPO 調査員に対して工事現場の着工前の写真と撮影時期について、資料提示があり、支障がないことを確認した。また、着工前の現地立会記録についても、記録資料の提示を受け支障がないことを確認した。

(7) 各種検査、材料試験等

道路整備課の担当者から、NPO 調査員に対して現地立会検査の内容と結果(記録)について、資料提示を受け支障がないことを確認した。また、材料試験等の記録についても、資料提示を受け支障がないことを確認した。

(8) 諸材料の出納及び保管

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 諸材料や搬出物の出納(伝票等)状況

施工中のため資料がない。

② 現時点での整備状況

施工中のため資料がない。

(9) 現場保安措置及び災害対策

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 現場の安全施設の設置状況

現場立会いの結果、施工計画書のとおり設置していることを確認している。

② 大風や大雨、地震時の対応措置

施工計画書のなかで対応措置を明示していることを確認している。

③ 現場パトロールの状況

受注者が、1回/月、社内安全パトロールを実施している、との説明を受けている。

(10) 工程管理

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 工程計画と実績の相違点

自由勾配側溝の納入等の遅れから計画に比べ進捗が遅れており、9月末で40%の進捗である。

- ② 相違点に対する対応状況
工期延期を予定している。

(11)工期変更

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 工期の変更
工期の変更の予定である。
- ② その理由
側溝(2次製品)の納入に不測の時間を要しているほか、沿道企業との施工日程の調整にも時間を要している。

(12)工事が遅延した場合の措置

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 工事における遅延
許容範囲内ではあるが遅延している。
- ② 遅延している場合の今後の対応
工期延期の予定をしている。

(13)関連工事との連絡調整

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 関連工事
公共工事ではないが、沿道企業の増築工事が予定されている。
- ② ある場合調整状況
増築工事開始に向け、調整中の状況である。
- ③ 問題点
問題点は無い。

(14)現場発生材及び貸与品の返納措置

道路整備課の担当者から、現場発生材及び貸与品の返納措置は無い、との説明を受けた。

3.6 設計変更

(1)設計変更の内容、時期

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 設計変更(予定含む)
設計変更の時期は、10月下旬から11月中旬を予定している。

② その内容

建設発生土の搬出に伴うもの、現地精査による数量変更等になる。

(2) 設計変更の手続き

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 設計変更の手続き

変更の施工伺いを起案し、決裁後、変更契約という流れである。

② 現在設計変更の状況

変更契約に向け、軽微な設計変更伺いを起案済である。

③ 当初設計と実際の工事現場の状況が一致しない場合における発注者の適切な変更契約体制(内容・時期・手続き)の有無

道路整備課の担当者から、NPO 調査員に対して現状の体制(内容・時期・手続き)についての説明があり、適切に変更契約が対応できる体制となっていることを確認した。

④ 変更契約前の現場における軽微な変更に対する指示体制

課内で了承を貰った後、指示を行っている。

3.7 検査

(1) 監督及び検査を担当する職員の任命

財政課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 監督及び検査を担当する職員の任命状況

監督職員は本庄市契約規則第51条により市長が命ずることとなり、任命する基準は本庄市建設工事監督要綱第3条の監督職員の基準により規定されている。

監督職員は本庄市建設工事監督要綱第2条第1項により総括監督職員と担当監督職員を定義している。今回工事の担当監督職員、総括監督職員は道路整備課の技師と主幹が任命されている。

検査職員は本庄市契約規則第51条により市長が命じており、本庄市建設工事検査規則第3条により検査職員を定義している。本庄市建設工事検査規則第4条により専任検査職員と指定検査職員に区分している。

② 請負者への通知

監督職員は、本庄市建設工事監督要綱第4条により、受注者に通知している。検査職員は、受注者には事前の通知はしていない。

(2) 不正事故防止

財政課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 監督及び検査を担当する職員の配置状況

本庄市建設工事監督要綱第2条により130万円を超える工事については、工事主管課の係長以上の職にある者が総括監督職員となり、担当監督職員は工事主管課の技師補又は主事補以上となっている。

財政課に専任検査職員を配置しており、本庄市建設工事検査規則第6条により130万円を超える工事については、専任検査職員が検査を執行することとなっている。財政課の職員のうちから市長が任命した者が専任検査職員となっている。なお、検査が集中する年度末においては、専任検査職員に代わって指定検査職員が検査を執行することがある。

本庄市建設工事検査規則第6条により130万円以下の工事は指定検査職員が検査を執行する。

② 不正事故防止

施工計画書のとおり施工を行っているか現場や協議書等で確認を行うとともに、設計図書に基づき、請負業者が提出した施工計画書や工事関係書類を検査しており、不正や事故が発生した場合は契約約款及び本庄市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱により厳正に対応している。

(3) 検査内容等

財政課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 本庄市建設工事検査規則に基づく適正な時期における必要な検査項目

中間検査については本庄市建設工事検査実施要綱第2条第2項により、工事主管課長と専任検査職員が協議して中間検査を執行している。完成検査については工事主管課が完成通知書を受理した日から起算して14日以内に検査を執行している。

検査の方法は本庄市建設工事検査実施要綱第9条により、書面検査と実地検査に区分しており、書面検査の検査項目は、設計図書の内容、出来形管理、品質管理、工事記録写真その他関係資料等の整理状況、関係法規の厳守状況、工程管理並びに安全管理等の対策状況であり、実地検査の検査項目は、出来形、品質、出来栄等となっている。

② 検査職員の力量(判断基準等に対し)に関する課題

判断基準は埼玉県土木工事实務要覧及び埼玉県建築工事实務要覧に基づき判断している。土木工事、営繕工事(設備含む)、上下水道工事を専任検査職員が1人で行っているため、専任検査職員の専門分野外においては、自治体検査職員を対象とした研修に出席し、検査の知識の向上に努めている。

3.8 委託業務

(1) 設計及び工事監理等の業務委託契約の内容

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

① 設計業務や工事監理業務の委託状況

道路詳細設計業務を発注している。

- ② 委託契約者決定の過程(入札の書類等)
道路整備課の担当者から、NPO 調査員に対して委託契約者決定の過程について資料提示(入札の書類等)があり、問題がないことを確認した。
- ③ 委託が必要な理由
排水系統の確認、舗装構成等の検討など、条件や図面等が複雑になることが想定される場合は設計業務を発注している。
- ④ 委託業務の内容
測量業務の成果を用いて詳細な図面の作成及び数量算出、また、道路設計に伴い小構造物や舗装構成の検討を実施している。
- ⑤ 委託業務において課題(苦慮)となった点
既設道路(終点側)を考慮した道路線形及び沿道企業出入り口付近の高さ調整等が課題(苦慮)となった。

(2) 委託料の積算基準、積算資料等の整備及びその運用

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 委託業務の積算に用いた積算基準、積算資料等
埼玉県標準工事積算基準書(計画調査編)を使用している。
- ② 本庄市独自の積算基準、積算資料等の有無
本庄市独自でなく埼玉県版を使用している。

(3) 委託料の積算とその算出根拠

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 委託料の積算実施方法
基準書に記載の歩掛、諸経費を基に積算システムを用いて積算している。
- ② 歩掛等での見積もりの有無
見積もりは活用していない。

(4) 委託成果品及び委託業務の履行確認

道路整備課の担当者から、委託業務の成果品について、資料の提示を受け、支障がないことを確認した。また、委託業務完了後の手続き書類等についても、資料の提示を受け、支障がないことを確認した。

3.9 支払い

道路整備課の担当者から、次のような説明を受けた。

- ① 委託業務や本工事における前払金の支払い状況
工事に関しては支払い済である。

- ② 中間払い金の支払い状況
中間払い金の支払いはしていない。
- ③ 完成後の残金支払い状況
委託業務に関しては支払い済である。

3.10 現場確認

真下建設株式会社現場代理人から、現場は進捗率概ね40%程の状況であるとの説明を受けた。設計図書(契約書、設計図面、特記仕様書、共通仕様書、数量書)に基づいて施工されているか現場立会いしたところ、概ね支障がないことを確認した。

4 総合評価

4.1 評価の基本方針

技術調査は、監査委員が行う工事監査に対して技術士という専門的な見地から書類審査や現地調査を行い、技術面の支援をするものである。そのため、技術調査報告書に記述される評価について関係者間で齟齬が生じないように注意する必要がある、本報告書では、次の表現を使用する。

改善：明らかな誤りがあり改善を求めるもの

監査委員の監査報告書に記載される指摘事項に相当

検討：誤りとは確定できないが今後の改善について検討を求めるもの

監査委員の監査報告書に記載される意見に相当

留意：事業執行上不適切な面があり、今後に向け留意すべきと注意を喚起するもの

適切：計画や設計等の諸事項に係る内容が適切で問題がないもの

提案：今後に向け新たな考え方や方向性を調査員から提案するもの

推奨：素晴らしい取り組み事例であり他にも広げてもらいたいもの

各種の評価があるのは、当NPOが行う技術調査は単なる問題点の指摘にとどまらず、今後のよりよい事業執行に向け建設的な提案・指導・助言を行うとともに、素晴らしい取り組みも正しく評価し、発注者と受注者双方の事業執行力向上を目指してもらいたいためである。

4.2 改善事項

工事全般として、公共事業としてふさわしい技術水準により事業実施がなされていることが確認でき、明らかな誤りがあり改善を求めるものは見当たらない。

4.3 検討事項

改善について検討を求めるものとして、次の事柄を挙げる。

(1) 舗装構造の設計条件について

① 設計期間の選定

本工事の舗装の構造設計において設計期間を20年とした根拠については、埼玉県の「道路設計の手引き」を参考しているが、埼玉県が原則20年としている理由は県道(特に主要地方道)および県管理国道において多くが交通量区分でB交通以上の路線であり大型車交通量が極めて多く舗装工事が交通に及ぼす影響が大きいためと定められていると推察される。

こうした大型車交通量が多い幹線道路の場合には、舗装設計施工指針や舗装設計便覧の考え方(舗装の設計期間の設定上の留意点として高速道路40年・国道20年、トンネル内舗装20~40年、交通量の多い交差点部や都市部の幹線道路20年以上としている。)に基づき設計期間を長くすることが好ましいとしているためである。

埼玉県の「道路設計の手引き」は県施工の道路工事を対象として策定され、県内市町村に参考送付されているため、設計条件を個別の市町村ごとに地域の特性や交通量及び路床の支持力など総合的に勘案して発注自治体が適宜設定することが求められている。

よって設計期間を20年と定める場合には、上述の条件に合致するような根拠をよく整理することが必要である。

② 目標値 T_a (等値換算厚)の考え方

設計条件では $T_a=17$ としているが、今回の設計の舗装厚から換算した合計値では $T_a=19$ となっており、 T_a が17を下回らなければ良いのでより経済的な設計を考慮すれば上下層各路盤厚が12cmでも T_a が17.2となるため経済的な設計が可能である。 $T_a=19$ とする根拠を明確にすることが必要である。

③ 設計速度の考え方

3種4級の道路では設計速度は国県道で50km/h、市道・平地で40km/h以下(舗装設計便覧)となっているため、50km/hで設計する考え方を整理する必要がある。

④ 市道7557号線と7560号線の設計条件

舗装構造の設計に必要なCBR値は地盤の地質・含水比が変われば変動するため同一路線でも必要に応じて各地点のCBR値を求めることとしている。路線が違えば同様に路線毎にCBR値を求めて設計CBRを設定し、疲労破壊輪数とともに T_a を求め舗装の種類と厚さを決定していく必要がある。大型車交通量の捉え方を整理して設計条件に合致するような根拠を整理する必要がある。

4.4 留意事項

(1) 適切な工期設定と契約変更の対応について

工期の設定に関しては、契約期間となることから事前に各種工事の施工日数の把握に努め、調達材料の市場の在庫状況を捉えつつ適切に設定するよう努めることが重要である。

予定している進捗に比べ、現時点の進捗率は40%と遅れている。契約約款に基づき受発注者間でトラブルにならないよう、確実な工程管理を行うことが必要である。工期延期の必要があれば、進捗状況に応じて、的確かつ速やかに対応することが必要である。

(2) 現場の安全体制について

工事現場は、現道上の工事であり工業団地内で大型車の通行もあるため、適切に交通誘導員を配置していた。夜間においては、工事現場は直線で速度を上げる車両もありバリケードや現場搬入資材との接触の恐れが高くなる。夜間の視認性を高めるよう、十分な点灯設備を配置することが必要である。

4.5 適切事項

前述の検討及び留意事項として上げた項目以外については、計画や設計等の諸事項に係る内容が適切であった。

4.6 提案事項

新たな考え方や方向性を調査員から提案するものとして、次の事柄を挙げる。

(1) 契約方式について

本庄市では、建設工事の場合、設計金額が 1,000 万円以上の場合是一般競争入札を、130 万円を超え 1,000 万円未満の場合は指名競争入札を実施している。また、工事内容等に応じて、総合評価方式や随意契約を採用しているとのことである。一般競争入札は制限付きであり概ね市内業者に限定しており、一般競争入札のメリットが指名競争に比べて感じられないとのことである。制限を県土整備事務所管内にすることや対象設計金額の変更(増額)、さらに指名競争に替えること等の検討を提案する。

(2) 道路整備箇所の選定手法について

本庄市では、道路整備箇所の選定において、自治会からの要望を受け、本庄市総合振興計画や都市計画マスタープランに基づき、緊急性や重要性について精査のうえ優先順位を決定し、順位の高いものから整備を行う手法を採用しているとのことである。自治会、関係機関等と協議し、5 箇年道路整備計画等の作成を行うことも一つの方法といえるので、提案する。

(3) 検査職員の兼任について

財政課に専任検査職員を配置し本庄市建設工事検査規則第6条により130万円を超える工事については、専任検査職員が検査を執行することとなっている。専任検査職員は 1 名であり、他に検査が集中する年度末においては、専任検査職員に代わって指定検査職員が検査を執行することがある。人事上、指定検査職員を兼務発令し複数名での検査対応とし、検査内容に応じた検査職員指定や検査集中時の効率的な検査体制の構築を提案する。

4.7 推奨事項

素晴らしい取り組み事例であり他にも広げてもらいたいものとして、次の事柄を挙げる。

(1) 自治会要望評価シートについて

本庄市では、道路整備箇所を選定において、自治会からの要望を受け、その要望について「自治会要望評価シート」で点数化し優先順位決定しているとのことである。市民への説明責任を果たす上で効果的といえ、今後も適時に見直しを行い、より一層効果的に活用願いたい。

(2) 建設発生土の公共事業への活用について

本工事の建設発生土は、契約後公共機関と調整し、発生土の一部を他の公共事業へ活用することができている。環境問題やコスト削減の観点から、良い取り組みである。公共事業間の調整は、タイミング含め事業者間の難しい問題があるが、今後もしっかり調整を進め、社会問題化している建設発生土の適切な活用を進めていただきたい。

おわりに

多くの工事関係者の方々のご協力を得て、技術調査を順調に終えることができたことに深く感謝する。この技術調査が、本庄市の今回の工事現場並びに今後の工事管理等の参考となれば幸甚である。

工事完了まで現在の技術レベルを維持し、しっかりと工程管理を行い、無事故で竣工を迎え、良好な社会資本の形成が行われることを期待する。